

(別紙)

自治体こども計画策定支援事業実施要領

1 目的

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」(令和4年法律第77号)に基づき、都道府県は、国が定めるこども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下、「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとされ、また、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画が策定されている場合は当該計画を勘案し、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下、「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとされている。

地方公共団体が、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定することで、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待されている。

また、政府は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月21日閣議決定)において、こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の基本姿勢の1つとして、「地方自治体との連携強化」を掲げており、地方自治体の取組を促進するための必要な支援等を行うこととされている。

本事業は、都道府県及び市町村において、地域の実情を踏まえた実効性の高い自治体こども計画を策定するための取組を支援することを目的とする。

2 事業構成及び事業内容

- (1) 都道府県及び市町村は、自治体こども計画を策定するための取組として、別記に掲げる取組を行うものとする。

3 実施主体

- (1) 実施主体は、都道府県又は市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。)(以下、都道府県等という。)とし、その責任の下に事業を実施するものとする。
- (2) 都道府県等は、地域の実情に応じ、当該都道府県等が適切と認める法人又は法人以外の団体に事業の実施を委託することができる。この場合において、委託を行う都道府県等は、当該都道府県等の委託に関する規則等に則り、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも都道府県等であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

- (3) 都道府県等は、委託契約を締結するに当たっては、当該都道府県等の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とし、これにより難しい場合であっても、各都道府県等の財務規則等に基づく適正な手続によりこれを行うこと。

4 実施方法

- (1) 事業は、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

(2) 事業計画

ア 都道府県は、自らが実施する事業を示した事業計画（以下「都道府県事業計画」という。）を策定し、こども家庭庁に提出するものとする。

イ 市町村等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。ウにおいて同じ。）は、事業を実施するに当たり、実施する事業を示した事業計画（以下「市町村事業計画」という。）を策定し、都道府県に提出するものとする。指定都市は、自らが実施する事業を示した事業計画をこども家庭庁に提出するものとする。

ウ 都道府県は、提出された市町村事業計画について、必要な調整を行い、取りまとめた上で、域内の市町村事業計画を添付してこども家庭庁に提出するものとする。

エ こども家庭庁は、提出された都道府県事業計画及び市町村事業計画および指定都市から提出があった事業計画について、こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）交付要綱（令和5年7月28日こども家庭庁長官決定。以下、「交付要綱」という。）や本実施要領等に反する場合は、必要に応じて見直すことを求めるものとする。

注）都道府県事業計画は交付要綱の別紙様式第1の添付様式、市町村事業計画及び指定都市が作成する事業計画は同別紙様式第2の添付様式によりそれぞれ作成すること。

5 事業実施期間

事業は、交付決定年度末までに事業を完了することとする。ただし、本事業の翌年度への繰越が認められた場合は、翌年度末までに完了することとする。

6 事業実施に当たっての留意点

- (1) 事業の対象経費と重複して、各府省が所管する補助金等の交付を受けてはならない。

- (2) 当該事業の対象経費についての留意点は、次のとおりである。

ア 対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とし、事業の実施に係る関係行政機関の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。

イ 都道府県事務について、関係行政機関の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。

7 事業の検査等

- (1) こども家庭庁長官は、事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県等に報告を求め、又はこども家庭庁職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) こども家庭庁長官は、(1)の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱又は本実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県等に対して、事業の中止、変更又は適合させるための措置を取することを命ずることができる。

8 事業の中止

事業が次のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止すること。

- (1) 7(2)により事業の中止を命ぜられた場合
- (2) 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合
- (3) 事業の実施に関し不正、怠慢その他不適切な行為を行った場合
- (4) その他適切と認められない場合

附 則

この実施要領は、令和5年7月28日から施行する。

別記 事業構成及び事業内容

第1 事業構成

(1) 都道府県等は、自治体こども計画を策定するための取組として、

- ① 自治体こども計画策定に向けた調査等
- ② 調査結果を踏まえた自治体こども計画の策定 を行う。

都道府県においては、市町村等を実施主体とする事業について、域内の市町村と調整しつつ、必要に応じて、広域調整、支援及び取りまとめの役割を果たすとともに、市町村とこども家庭庁との関係では都道府県が窓口となるものとする。

【留意点】

ア こども大綱はこども基本法において、以下①～③に掲げる事項を含むものでなければならないと規定されている。

- ① 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ② 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- ③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

したがって、こども大綱を勘案して作成する自治体こども計画においても、これらに相当する内容が含まれるものとする。なお、自治体こども計画とは別に、上記の内容にかかる計画を策定することは可能であるが、その場合であっても、内容として、自治体こども計画には上記に関する事項が含まれるものとする。

イ 自治体こども計画を策定するに当たってアに記載の内容を一体的に作成する場合は、策定のための調査について、

- ① 総合的な調査として1つの調査でまとめて行う場合
- ② 個別の調査を複数行うことで全体として必要な内容が含まれるようにする場合のいずれも可能であるが、②の場合には、交付要綱様式2-1（市町村計画及び指定都市が作成する計画においては交付要綱様式2）において、各調査がいつ行われたか（又はいつ行う予定であるか）を明記して交付申請を行うものとする。

第2 事業内容

1 自治体こども計画策定に向けた調査等

- (1) こども・若者の意識調査、こどもや子育て当事者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査
- (2) 子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査等、個別の調査を複数行い、全体としてこども大綱を勘案した内容となる調査

- (3) 上記の他、上記(1)及び(2)の調査結果に基づき、課題の整理や施策の方向性を検討するための分析及び支援ニーズに応えるため地域に現存する資源量の把握

【留意点】

- ア 上記(1)～(3)に掲げる調査等のうち、原則として、個別の調査・取組のみを行う場合には本事業の対象とはならない。(ただし、今年度は個別の調査のみを行うが、関連の調査を含めた自治体こども計画策定に向けた調査全体の工程表が定められており、今般の調査・取組が、当該調査全体等の一環として実施する調査であると認められる場合は、この限りではない。)
- イ 実態調査・分析等に当たっては、必要に応じて、外部有識者や地域の実情に知見を有している民間団体の協力を得るなど、効率的な実施や有効な調査・分析結果が得られるよう創意工夫に努めること。

2 調査結果を踏まえた自治体こども計画の策定

- (1) 自治体こども計画の策定に向けた検討会議等の運営
- (2) 計画案に対するこども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させる機会の確保など
(例：対面やオンラインでの意見交換、パブリックコメント、検討会議等へのこどもや若者の参画など)

【留意点】

- ア 常にこどもの最善の利益を第一に考えたうえで、こども施策担当部署だけでなく、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関と幅広く意見交換を行い、計画の策定を進めること。
- イ 関係機関やNPO等の民間団体との有機的な連携の確保に努め、多様な意見の聴取に努めること。

以上